

合同会社にじのはな訪問看護
訪問看護（介護予防訪問看護）運営規定

（事業の目的）

第1条 合同会社にじのはな訪問看護（以下、「事業所」という。）が行う指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師又は看護師、准看護師等（以下、「看護職員等」という。）に対し、適正な指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護（以下、「訪問看護等」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。また、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括センター、老人介護支援センター、居宅会議支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

4 事業の実施に当たっては、事業所の従事者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 合同会社にじのはな訪問看護
- 二 所在地 千葉県木更津市高柳3532番1サリサ・d2号室

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤）

管理者は事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また当該事業所の従業者に法令及びこの規定を遵守させるため必要な命令を行う。

二 看護職員等 常勤2.5名以上

看護職員等は、訪問看護計画書および介護予防訪問看護計画書（以下「計画書等」という。）又は訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書（以下「報告書等」という。）を作成し、利用者又はその家族に説明する。看護職員等は、訪問看護の提供に当たる。

三 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 必要に応じて雇用し配置する

訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）の提供に当たる。

四 事務職員 必要に応じて雇用し配置する

必要な事務作業に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から土曜日までとし、祝日も営業する。ただし、12月29日から1月3日までを除く。

二 営業時間 午前8時から午後5時までとする。

2 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

（訪問看護等の内容）

第6条 訪問看護等の内容は次のとおりとする。

- 一 病状の観察
- 二 清潔の保持
- 三 療養上の世話、環境整備
- 四 褥瘡の予防・処置
- 五 認知症患者の看護
- 六 療養生活や介護方法の指導
- 七 カテーテル等の管理
- 八 ターミナルケア
- 九 リハビリテーション
- 十 その他 医師の指示による医療処置

（訪問看護等の利用料）

第7条 訪問看護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。詳細は料金表のとおりとする。

2 訪問看護等を提供した場合の利用料のほか、以下の場合はその他の利用料として支払いを受けるものとする。

一 死後の処置 10000円

二 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護等に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた所から公共交通機関を利用した実費を徴収する。

なお、自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収する。通常の事業の実施地域を越えた所から、1キロメートルあたり20円とする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名を受ける。

4 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料について記載した領収書を交付する。

5 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(緊急時等における対応方法)

第8条 看護職員等は訪問看護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は速やかに主治医へ連絡をするなどの措置を講ずるとともに、管理者へ報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

2 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

3 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、木更津市、君津市、袖ヶ浦市、富津市とする。

(苦情に対する対応方針)

第10条 事業所は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

2 事業所は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

（事故発生時の対応）

第11条 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 事業所は、前項の事故及び事故に際して取った処置について記録する。

3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（個人の情報の保護）

第12条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（虐待の防止）

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 事業所において、従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

五 事業所は、サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者（ご利用者様の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（その他運営についての重要事項）

第14条 事業所は、従事者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるもの

とし、又業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後 3 カ月以内

二 継続研修 年 1 回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、訪問看護等の提供に関する記録を整備し、契約終了後 5 年間保管する。

5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は運営法人と事業所の管理者との協議に基づいて別途定める。

附則

この規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。